平成２７年（フ）第６７号
神奈川県横浜市鶴見区本町通４丁目173番地３　202号
債務者　帖佐　純徳
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５号
鹿児島県出水市上知識町355番地
債務者　山口　浩
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
三重県津市森町919番地
債務者　濵口　勉
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０１号
京都市山科区川田山田１番地19、前住所京都市山科区西野後藤17番地51
債務者　宮本ますみ
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
神戸市中央区大日通５丁目１番17号大日文化１号、従前の住所福井県敦賀市曙町６番19―102号
債務者　竹本　靖子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
兵庫県尼崎市西立花町５丁目７番２―202号
債務者　吉松　博人
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県尼崎市大島１丁目22番６号、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目13番40号
債務者　森川　紀子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
広島県尾道市向東町9300番地
債務者　森原とも子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第３２１号
愛媛県松山市三番町１丁目８番地８　寿ビル303号
債務者　川崎　真志
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
愛媛県松山市朝生田町５丁目４番15号　リバーフィールドⅠ　402号
債務者　田淵　千鶴
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
愛媛県松山市三番町８丁目354番地４　第１ホワイトコーポ304号
債務者　髙須賀照隆
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
大分県別府市大字亀川48番地の１　伊東アパート202号
債務者　佐藤　正隆
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
岩手県北上市大堤西２丁目３―26　エトランゼＢ204号室、住民票上の住所岩手県北上市常盤台２丁目８番34号
債務者　西村　眞実
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７号
茨城県守谷市久保ケ丘１丁目18番地10、前住所千葉県我孫子市柴崎台１丁目16番12号
債務者　松下　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８号
茨城県牛久市神谷１丁目44番地13（ひまわりコーポ102号）、前住所茨城県牛久市牛久町2500番地の１（シルビヤードハイツＣ号）
債務者　小川　仁一
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
茨城県龍ケ崎市602番地３
債務者　髙橋　勝雄
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
長野県安曇野市豊科2242番地７　コーポ南豊科６号室
債務者　東郷　正幸
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　長野地方裁判所松本支部